

令和 8 年 4 月 1 日

医療法人 好古堂は従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用労働整備を行うため次のように行動計画を策定する。

次世代育成法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2. 内容

目標①：男性の育休取得率 100%

〈対策〉・各責任者へ男性の育休取得について周知徹底する
・配偶者が妊娠・出産された職員に対して育休取得の案内を行う

目標②：労働者の各月ごとの平均残業時間を 10 時間以下にする

〈対策〉・ICT を用いて業務の効率化を行う
・勤怠ソフトのアラート機能を活用し、管理職からの声掛けを行う

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

2. 内容

目標①：労働者の各月ごとの平均残業時間 10 時間以下にする

〈対策〉・ICT を用いて業務の効率化を行う
・勤怠ソフトのアラート機能を活用し、管理職からの声掛けを行う

目標②：有給取得率 60%以上

〈対策〉・管理者、従業員に対し積極的に有給の取得を促す